

日本英語英文学会会則

改定 2020 年度会則第 1 号 (2021 年 1 月 31 日)

改正 2020 年度会則第 2 号 (2021 年 3 月 6 日)

(名称)

第 1 条 本会は、「日本英語英文学会」と称する。

2 英語名称は、The Japan Association of English Linguistics and Literature とする。

3 略称は、JAELL とする。

(設立)

第 2 条 本会は、1990 年 4 月 1 日に「八王子英文学研究会」として設立され、2001 年 4 月 1 日を以て学会に改組したものである。

(所在地)

第 3 条 本会の所在地は、事務局及びその支局とする。

2 事務局は、理事会に於いて決定する場所に設置する。

3 事務局の所在地を変更した際には、総会に報告し、承認を得なければならない。

4 会務を分掌する支局を総会の議決を以て設けることができる。

第 4 条 本会の会計事務を分掌する会計事務支局を常設する。

2 会計事務支局は、理事会に於いて決定する場所に設置する。

3 会計事務支局の所在地を変更した際には、総会に報告し、承認を得なければならない。

4 会計に係る事務は、全て会計事務支局で行い、本局を用いない。

5 会計事務に係る本会所在地は、会計事務支局とする。

(目的)

第 5 条 本会は、英語学、英語教育学、英米文学及び英語圏の言語・コミュニケーション・文学・文化の研究を行い、併せてその成果の発表を通じ、内外の学会との交流を図ることを目的とする。

(事業)

第 6 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 年次大会及び年次総会

二 機関誌の発行

三 その他必要と認められる事業

(会員)

第 7 条 本会の会員は、通常会員、学生会員及び賛助会員からなる。

2 通常会員及び学生会員は個人とし、賛助会員は組織を原則とする。

3 学生会員の要件は、細則で定める。

第 8 条 会員は、「[会費納入規程](#)」に基づき、会費を納入する。

2 会費を納入した会員は、第 5 条の趣旨に賛同しているものと見做される。

第 9 条 特段の理由なく 2 年以上に亘り会費の納入が確認できない会員は、退会の扱いとする。

2 その他、入会、退会、休会、復会については、細則で定める。

(役員及び委員会)

第 10 条 本会は、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 事務局長 1名
- 四 理事 若干名
- 五 評議員 若干名
- 六 監事 2名

2 本会は、次の表の左欄に掲げる委員会を設置し、その下に同表の右欄に掲げる役員を置く。

| | |
|---------|--|
| 編集委員会 | 編集委員長 1名 編集副委員長 若干名 編集委員 若干名 |
| 大会運営委員会 | 大会運営委員長 1名 大会運営副委員長 若干名 大会運営委員 若干名 |
| 広報委員会 | 広報委員長 1名 広報委員 若干名 |

3 役員への就任にあたっては、総会での承認を得なければならない。

第11条 前条に定める各役員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。但し、特に重責を担う「会長」「副会長」「事務局長」及び「編集委員長」については、引き続き2期4年を超えないことを原則とする。

(各役員の役割)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、その職務を代行する。

第14条 事務局長は、評議員以上の役員の内から選ばれ、事務局を統括して事務を遂行する。

第15条 理事は、評議員以上の役員の議決を以て会長が委嘱し、会務を監督する。

2 特に非改選を認められた理事について、任期のない常任理事として委嘱することができる。

第16条 評議員は、会長の統括の下に、会務を執行する。

第17条 監事は、財政并に会務執行の状況を監査する。

(各委員会の役割)

第18条 編集委員会は、会長の委嘱により機関誌の編集・出版を行い、同誌に係る重要事項を審査し、決定する。

2 編集委員会の職務は、編集委員長が統轄し、編集副委員長がこれを補佐する。

第19条 大会運営委員会は、会長の委嘱により大会を運営し、大会に係る重要事項を審査し、決定する。

2 大会運営委員会の職務は、大会運営委員長が統轄し、大会運営副委員長がこれを補佐する。

第20条 広報委員会は、会長の委嘱により本会の広報活動を行う。

2 広報委員会の職務は、広報委員長が統轄する。

3 広報委員の内より1名を選び、ウェブページの管理を担当させる。

(名誉役員)

第21条 本会は、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問及び名誉顧問は、本会に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 顧問又は名誉顧問を委嘱するにあたっては、理事会の承認を得る。

第22条 本会は、編集委員会に編集顧問を置くことができる。

2 編集顧問は、本会の編集・出版活動に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 編集顧問を委嘱するにあたっては、編集委員会の承認を得る。

第23条 本会は、大会運営委員会に大会運営顧問を置くことができる。

2 大会運営顧問は、本会の大会運営に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 大会運営顧問を委嘱するにあたっては、大会運営委員会の承認を得る。

(事務局)

第24条 本会は、事務局の業務を担当する者として、第10条第1項第3号に定める事務局長の他に、若干名の事務局員を置くことができる。

2 事務局員は、役員外とする。

第25条 事務局長及び事務局員には、謝礼金を支払う。

2 前項による謝礼の対象者及び金額は理事会で決定し、総会で承認を得る。

(会計)

第26条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

2 当該年度の大会が4月1日より前に開催される場合には、理事会の議決を受け、変更することができる。

第27条 会計担当役員は、理事又は評議員の内より1名を以て充てる。

(支部)

第28条 本会には、次の支部を設ける。

- 一 東海支部
- 二 関東支部
- 三 北海道支部

2 各支部の運営については、それぞれ各支部に於いて定める。

3 支部の設置、休止及び廃止は、総会に於いて承認を得なければならない。

(改正)

第29条 この会則の改正は、評議員以上の役員の議決による。

2 前項の議決の後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

1 この会則は、2021年4月1日から施行する。

2 従前の「日本英語英文学会会則」(2007年3月10日全部改正、以下「旧会則」という。)、 「事務局謝礼に関する内規」(2016年9月10日制定)及び「各規程・内規の運用等に関する申し合わせ事項」(2014年3月3日決定)は廃止する。

3 旧会則第3条の規定に基づき、2013年3月2日の総会に於いて決定された当面の事務局「東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 鈴木繁幸研究室」は、この会則の第3条第2項の規定によるものと見做す。

4 旧会則第3条の規定に基づき、2014年3月3日の総会に於いて決定された会計事務を分掌す

る支局「事務局長自宅」は、この会則の第4条第2項の規定によるものと見做す。

5 この会則の施行の際、現に役員に就任していた者の任期は、なお従前の例による。

附 則（2020年度会則第2号）

改正された会則は、2021年4月1日から施行する。 ■